

用語解説

用語	解説
バ ー ゼ ル II	2004年6月に、バーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。金融機関の直面するリスクをより精緻に評価するとともに、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。 ①最低所要自己資本比率 ②金融機関の自己管理と監督上の検証 ③市場規律の3つの柱から成り立っています。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）に対し、リスクの大きさに応じた掛目を乗じ、再評価した資産の額です。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
抵当権付住宅ローン	バーゼルIIにおいて、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
不動産取得等事業者	不動産の取得または運用を目的とした事業者のことです。
オペレーショナル・リスク	業務上において不適切な処理等で発生する事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムリスク、風評の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
Tier1（基本的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念で、自己資本の中の基本的項目であり、出資金、資本剰余金、利益準備金などから構成されています。
Tier2（補完的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念で、自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金、土地評価差額金の45%相当額、負債性資本調達手段などから構成されています。
T i e r 1 比 率	「基本的項目の額÷リスクアセットの総額」で算出されています。
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクのことです。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標のことで、自己資本比率規制において総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率です。
適 格 格 付 機 関	バーゼルIIにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関と定めています。
信用リスク削減手法	金融機関が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、バーゼルIIにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自組合預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自組合預金と貸出金の相殺等をいいます。
個 別 貸 倒 引 当 金	破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する債権について、貸し倒れに備えて個別債務者ごとに計上する引当金のことをいいます。
一 般 貸 倒 引 当 金	要注意先、正常先に対する債権について、その債務者区分全体の過去の実績率などにに基づき、貸し倒れに備えてその区分の債権全体に対して一括で計上する引当金のことをいいます。
金 利 リ ス ク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って、当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
金 利 シ ョ ッ ク	金利の変化（衝撃）のことで、上下200% ベースポイントの平行移動や、1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法があります。
パ ー セ ン タ イ ル 値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99%目の値です。
アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が自己資本（Tier1とTier2の合計額）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングが行われます。